

長岡京市商工業振興事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、長岡京市商工会（以下「商工会」という。）が行う市内の小規模事業者に対する指導事業及び商工業の振興と安定を図るための事業に要する経費について、長岡京市商工業振興事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「商工会」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。

2 この要綱において「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下「小規模事業者支援促進法」という。）第2条に規定する者をいう。

(補助金の交付対象経費)

第3条 補助金は、商工会が次の各号に掲げる事業に要する経費のうち、市長が必要かつ適当と認めるものについて交付する。

- (1) 小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業（以下「小規模事業」という。）に要する経費
- (2) 商工業の振興と安定を図るための事業（以下「振興事業」という。）に要する経費
- (3) 商工会の管理運営のための事業（以下「管理事業」という。）に要する経費
- (4) その他、商工会の目的を達成するための事業（以下「特別事業」という。）に要する経費

(補助額)

第4条 補助額は、別表のとおりとする。

2 市長は、緊急その他特別の事情があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、補助率等を変更して補助金を交付することができる。

3 補助金の交付額の算定に当たって、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 商工会は、補助金の交付を受けようとするときは、長岡京市商工業振興事業補助金

交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、指定された時期までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書を受領したときは、当該交付申請の審査を行い、必要と認めるときは、長岡京市商工業振興事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、商工会に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達するため、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 補助事業に要する経費の分配若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得なければならない。
- (2) 補助事業完了後20日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、事業終了報告書を提出しなければならない。
- (3) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがある。
- (4) 補助の目的に反するとき、補助金の一部又は全部を返還させることがある。
- (5) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しなければならない。
- (6) 補助事業の遂行に関しては、規則及び本要綱の規定を遵守しなければならない。

（申請の取下げ）

第7条 商工会は、前条第1項の規定による通知書を受領した場合において、該当申請にかかる補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の遂行）

第8条 商工会は、補助金の交付の目的及びこれに付された条件、その他この要綱に従って補助金を使用し、商工業振興事業以外の他の目的に使用してはならない。

（補助計画の変更及び承認）

第9条 商工会は、第6条の交付決定を受けた補助事業の事業計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第5号）に次の関係書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 京都府の小規模事業指導費補助対象となるものについては、京都府に提出した補助金の配分変更申請書の写し 1通

(2) 変更計画明細書

(3) その他市長が必要を認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、事業計画変更承認書（様式第6号）により通知するものとする。

（事業終了報告書）

第10条 商工会は、第6条の交付決定又は第9条の事業計画変更承認を受けた補助事業を完了した後、20日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、長岡京市商工業振興事業終了報告書（様式第7号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書（様式第8号）

(2) 収支決算書（様式第9号）

（補助金の確定通知）

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、必要な審査、調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市商工業振興事業補助金確定通知書（様式第10号）により商工会に通知するものとする。

（請求及び交付）

第12条 前条の規定による確定通知を受けた商工会は、長岡京市商工業振興事業補助金請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合には、商工会に対し、補助金を交付するものとする。

（是正措置）

第13条 市長は、補助事業の完了後、事業終了報告書を受けた場合において、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付条件等に適合しないと認めるときは、その補助事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを、商工会に対して命ずることができる。

（交付の特例）

第14条 補助事業の性質上、市長が特に必要と認めるときは、その事業の施行前又は施行中に

補助金の一部又は全部を概算交付することができる。

2 前項の規定により、補助金の概算交付を受けようとする場合には、長岡京市商工業振興事業補助金概算交付請求書(様式第12号)に第6条の補助金交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付取消)

第15条 商工会が次の各号の一に該当する場合には、市長は、補助金の交付決定若しくは確定を取消し又は変更することができる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の取消等を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(延滞金)

第17条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、商工会に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(非常災害等の措置)

第18条 商工会は、非常災害等により被害を受け、補助事業の遂行が困難になった場合は、直ちに市長に報告し、その指示に従い、措置しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、長岡京市商工会成立の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月11日から施行し、改正後の長岡京市商工業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業経費	補 助 額
(1) 商工会が行う小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業に要する経費 (小規模事業費)	京都府の小規模事業費補助対象となる指導職員設置費のうち、京都府補助金を超える額について、予算の範囲内において市長の定める額
	京都府の小規模事業費補助対象となる指導事業費のうち、京都府補助金を超える額の100分の50以内で、予算の範囲内において市長の定める額
(2) 商工会が行う商工業の振興と安定を図るための事業に要する経費 (振興事業費)	補助対象経費の100分の50以内で予算の範囲内において市長の定める額
(3) 商工会の管理運営のための事業に要する経費 (管理事業費)	補助対象経費の100分の50以内で予算の範囲内において市長の定める額
(4) その他、商工会の目的を達成するための事業に要する経費 (特別事業費)	補助対象経費の100分の50以内で予算の範囲内において市長の定める額